

2023年9月21日

株式会社三菱 UFJ 銀行

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みに関するお知らせ

手形・小切手に関しては、政府・産業界・金融界が一丸となり、全面的な電子化に向けた検討が進んでおります。2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」には、「5年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。これを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画を策定しております。

(ご参考：全国銀行協会 HP：<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/tegata-denshi/>)

こうした環境を踏まえ、株式会社三菱 UFJ 銀行（取締役頭取執行役員 半沢 淳一）は、将来的な手形・小切手の電子化に向けた取り組みとして、2024年1月4日より、以下の対応を実施します。

1. 新規開設される当座勘定について、手形・小切手の発行を停止します

2024年1月4日（木）以降に開設いただく当座勘定を対象に、手形・小切手の発行受付を停止します。対象となる当座勘定からの現金出金が必要となる場合におかれましては、当座勘定開設時に当座キャッシュカードをお申し込みのうえご利用ください。

2. 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付を停止します

2024年1月4日（木）より、2027年4月以降を期日とする手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含む）について、期日管理を行う代金取立の受付を停止します。

該当の手形等を既にお持ちのお客さまにおかれましては、2023年12月29日（金）までにお取引店にお持ち込みください。また、2024年1月以降に、2027年4月以降を期日とする手形を受け入れた場合は、支払呈示期間中にお取引店にお持ち込みいただくようお願い申し上げます。

手形・小切手の電子化には、現物紛失リスクの低減に加え、押印・発送・保管等の事務負担の軽減や印紙代などのコストの削減など、支払側と受取側双方に様々なメリットがございます。お客さまにおかれましても、電子記録債権のご利用およびインターネットバンキングからの振込といった電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。